雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律

(平成一八年六月二一日法律第八二号)

一、提案理由(平成一八年四月二〇日・参議院厚生労働委員会)

国務大臣(川崎二郎君) ただいま議題となりました雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国の人口が減少局面を迎える中、労働者が性別により差別されることなく、かつ、 母性を尊重されつつその能力を十分発揮することができる雇用環境を整備することは、 極めて重要な課題となっております。

こうした状況に対応すべく、政府といたしましては、男女雇用機会均等の更なる推進 を図るため、本法律案を作成し、ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、女性であることを理由とする差別を禁止している募集、採用、配置、昇進等について、男女双方に対する性別を理由とする差別を禁止することとし、新たに降格、 退職の勧奨等についても性別を理由とする差別を禁止するほか、いわゆる間接差別を禁止することとしております。

また、妊娠、出産、産前産後休業の取得を理由とする解雇の禁止に妊娠又は出産に関するその他の事由を理由とする解雇の禁止を加えるとともに、これらの事由を理由とする不利益な取扱いを禁止することとしております。さらに、妊娠中又は出産後一年を経過しない女性労働者に対する解雇は、事業主が妊娠等を理由とする解雇ではないことを証明しない限り無効とする規定を整備することとしております。

第二に、職場におけるセクシュアルハラスメント対策として、事業主は、雇用管理上必要な措置を講じなければならないこととし、男性労働者もその対象に加えることとしております。

第三に、調停制度の充実を図るとともに、公表制度の対象の拡大等を行うこととして おります。

第四に、女性の坑内労働に係る規制について、妊産婦が行う業務等を除き緩和することとしております。

なお、この法律は、平成十九年四月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、参議院厚生労働委員長報告(平成一八年四月二八日)

山下英利君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、労働者が性別により差別されることなく、かつ、女性労働者が母性を尊

重されつつその能力を十分に発揮することができる雇用環境を整備するため、性差別禁止の範囲を拡大し、妊娠等を理由とする不利益取扱いを禁止する等の措置を講ずるとと もに、女性の坑内労働に関する規制の緩和等を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、間接差別の適用対象を限定列挙することの妥当性、「仕事と生活の調和」の理念と均等法との関係、行政指導の強化等均等法の実効性を確保するための方策の必要性、男女間の賃金格差是正に向けた取組の重要性等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局した後、自由民主党、民主党・新緑風会及び公明党を代表して円より子理事より、均等法について、施行後五年を経過した場合に、必要に応じ検討を加える旨の修正案が提出されました。次に、日本共産党及び社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より、均等法の基本的理念に「仕事と生活との調和」を加えること、間接差別となるおそれがある措置について厚生労働省令による限定を行わないこと、男女雇用平等委員会を創設すること等を内容とする修正案が提出されました。

なお、日本共産党及び社会民主党・護憲連合提出の修正案は予算を伴うものであることから、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣から意見を聴取いたしましたところ、 反対である旨の発言がありました。

次いで、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して津田弥太郎委員より、自由民主党、民主党・新緑風会及び公明党提出の修正案並びに原案に賛成する旨の意見が述べられました。次に、日本共産党を代表して小池晃委員、社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より、日本共産党及び社会民主党・護憲連合提出の修正案、自由民主党、民主党・新緑風会及び公明党提出の修正案並びに原案に賛成する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、日本共産党及び社会民主党・護憲連合提出の修正案は賛成少数で否決され、自由民主党、民主党・新緑風会及び公明党提出の修正案並びに修正部分を除く原案は全会一致をもって可決され、本法律案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

|委員会修正の提案理由(平成一八年四月二七日)

円より子君 私は、ただいま議題となっております雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会及び公明党を代表して、修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりであります。

これより、その趣旨について御説明申し上げます。

男女雇用機会均等の更なる推進を図るという本法律案による改正の趣旨をより確実な

ものとするためには、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する 法律に係る改正事項について、その実効性を検証し、性による差別的取扱いの是正状況、 とりわけ間接差別禁止規定の適用状況や判例等の動向、女性の雇用をめぐる環境の変化 等を踏まえつつ検討を加え、必要な措置が講ぜられることが求められております。その ような認識の下に、本修正案を提出するものであります。

その内容は、附則第五条を修正し、政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを規定するものであります。

以上であります。

何とぞ、委員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

附带決議(平成一八年四月二七日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、間接差別の定義や法理の適正な理解を進めるため、事業主、労働者等に対して周知 徹底に努めるとともに、その定着に向けて事業主に対する指導、援助を進めること。 また、厚生労働省令において間接差別となるおそれがある措置を定めるに当たっては、 国会における審議の内容、関係審議会における更なる検討の結果を十分尊重するとと もに、間接差別は厚生労働省令で規定するもの以外にも存在しうるものであることか ら、厚生労働省令の決定後においても、機動的に対象事項の追加、見直しを図ること。 そのため、男女差別の実態把握や要因分析のための検討を進めること。
- 二、改正後の均等法に基づく指針の策定に当たっては、雇用管理区分について、誤解を 生ずることなく適切な比較が行われるようにするとともに、新たに禁止されることと なる対象事例等その内容がわかりやすいものとなるよう配慮すること。
- 三、ポジティブ・アクションの一層の普及促進のため、事業主に対する援助を特段に強 化すること。
- 四、法の実効性を高める観点から、新たに措置された事項を十分活用し、事業主に対する報告徴収を始めとする行政指導を強化するとともに、調停等の一層の活用を図ること。
- 五、改正後の均等法の円滑な施行を図るため、都道府県労働局の紛争調整委員会(機会 均等調停会議)雇用均等室等の体制を整備すること。
- 六、男女労働者双方の仕事と生活の調和の実現に向け、仕事と家庭の両立がしやすい職場環境の整備を進めるとともに、特に男性労働者の所定外労働時間の抑制及び年次有給休暇の取得を一層促進するなど、長時間労働の抑制に取り組むこと。また、労働時間法制の見直しに際しても、男女労働者双方の仕事と生活の調和の実現に留意すること。

七、パートタイム労働者等が意欲を持ってその有する能力を十分発揮できるようにする ため、正社員との均衡処遇に取り組む事業主への支援や新たな枠組み作りの検討を含 め、総合的な対策の強化を図ること。

右決議する。

三、衆議院厚生労働委員長報告(平成一八年六月一五日)

岸田文雄君 ただいま議題となりました雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ、その 能力を十分発揮することができる雇用環境を整備しようとするもので、その主な内容は、 第一に、男女双方に対する、性別を理由とする差別を禁止するとともに、いわゆる間 接差別を禁止すること、

第二に、妊娠、出産等を理由とする不利益取り扱いを禁止すること、

第三に、女性の坑内労働の禁止について、妊産婦等を除き解禁すること 等であります。

本案は、去る四月二十八日参議院において修正議決の上、本院に送付され、六月一日 本委員会に付託されました。

本委員会においては、同月九日提案理由の説明及び参議院における修正部分の趣旨説明を聴取した後、民主党・無所属クラブ、日本共産党、社会民主党・市民連合及び国民新党・日本・無所属の会共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、十三日参考人から意見を聴取した後、質疑を行い、昨日質疑を終局いたしました。質疑終局後、本案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案は否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。

附带決議(平成一八年六月一四日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 間接差別の法理・定義についての適正な理解を進めるため、事業主、労働者等に対して周知徹底に努めるとともに、その定着に向けて事業主に対する指導、援助を進めること。また、厚生労働省令において間接差別となるおそれがある措置を定めるに当たっては、国会における審議の内容、関係審議会における更なる検討の結果を十分尊重すること。
- 二 間接差別は厚生労働省令で規定するもの以外にも存在しうるものであること、及び 省令で規定する以外のものでも、司法判断で間接差別法理により違法と判断される可 能性があることを広く周知し、厚生労働省令の決定後においても、法律施行の五年後 の見直しを待たずに、機動的に対象事項の追加、見直しを図ること。そのため、男女

差別の実態把握や要因分析のための検討を進めること。

- 三 雇用均等室においては、省令で規定する以外の間接差別の相談や訴えにも対応するよう努め、これまでと同様の必要な措置を講ずること。
- 四 雇用形態の多様化に鑑み、派遣元などあらゆる事業主に対する均等法適用の周知徹底を図り、実質的な格差解消のために、法の適格な適用・運用を図ること。
- 五 改正後の均等法に基づく指針の策定に当たっては、雇用管理区分について、誤解を 生ずることなく適切な比較が行われるようにするとともに、新たに禁止されることと なる対象事例等その内容がわかりやすいものとなるよう配慮すること。
- 六 ポジティブ・アクションの一層の普及促進のため、事業主に対する援助を特段に強 化すること。
- 七 法の実効性を高める観点から、新たに措置された事項を十分活用し、事業主に対する報告徴収を始めとする行政指導を強化するとともに、調停等の一層の活用を図ること。
- 八 改正後の均等法の円滑な施行を図るため、都道府県労働局の紛争調整委員会(機会均等調停会議) 雇用均等室等の体制を整備すること。
- 九 男女労働者双方の仕事と生活の調和の実現に向け、仕事と家庭の両立がしやすい職場環境の整備を進めるとともに、特に男性労働者の所定外労働時間の抑制及び年次有給休暇の取得を一層促進するなど、長時間労働の抑制に取り組むこと。また、労働時間法制の見直しに際しても、男女労働者双方の仕事と生活の調和の実現に留意すること。
- 十 パートタイム労働者が意欲を持ってその有する能力を十分発揮できるようにするため、正社員との均衡処遇に関する法制化を進めること。
- 十一 男女の賃金格差是正のためにILO第百号条約に則り、施策の積極的な推進を図ること。